

**平成26年度において豊かな環境の保全
及び創造に関して講じようとする施策**

平成 26 年 2 月

大 阪 府

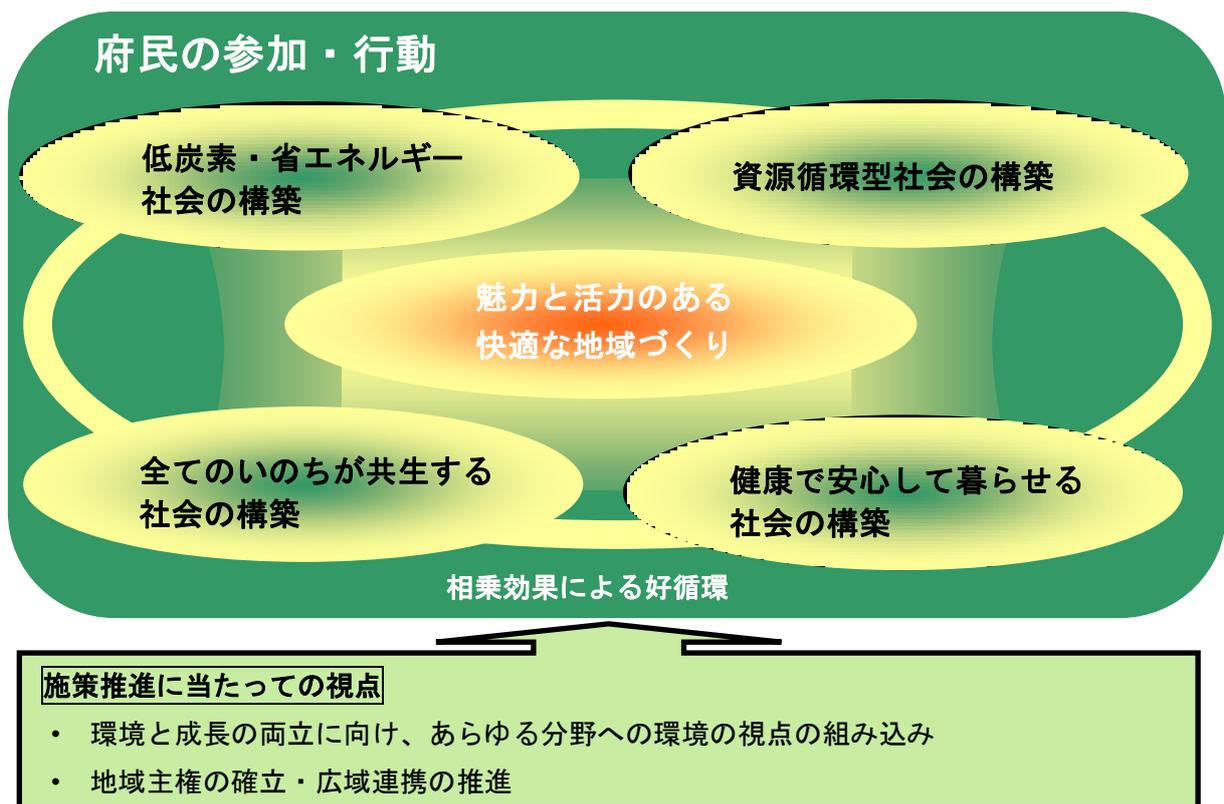
目 次

はじめに	1
I 府民の参加・行動	3
II-1 低炭素・省エネルギー社会の構築	8
II-2 資源循環型社会の構築	14
II-3 全てのいのちが共生する社会の構築	19
II-4 健康で安心して暮らせる社会の構築（1） ～ 良好な大気環境を確保するために ～	23
II-4 健康で安心して暮らせる社会の構築（2） ～ 良好な水環境を確保するために ～	28
II-4 健康で安心して暮らせる社会の構築（3） ～ 化学物質のリスク管理を推進するために ～	34
III 魅力と活力ある快適な地域づくりの推進	38
IV その他（横断的施策・事業）	44
（参考） 部局別環境関連予算一覧	47

はじめに

大阪府では、豊かな環境の保全と創造に向けて、「大阪府環境基本条例」を基本とする各種の条例・規則等を制定し、関係法令と併せて適正に運用するとともに、2011(平成23)年3月には「大阪 21 世紀の新環境総合計画 ～府民がつくる暮らしやすい、環境・エネルギー先進都市～」(以下「環境総合計画」という。)を策定しました。

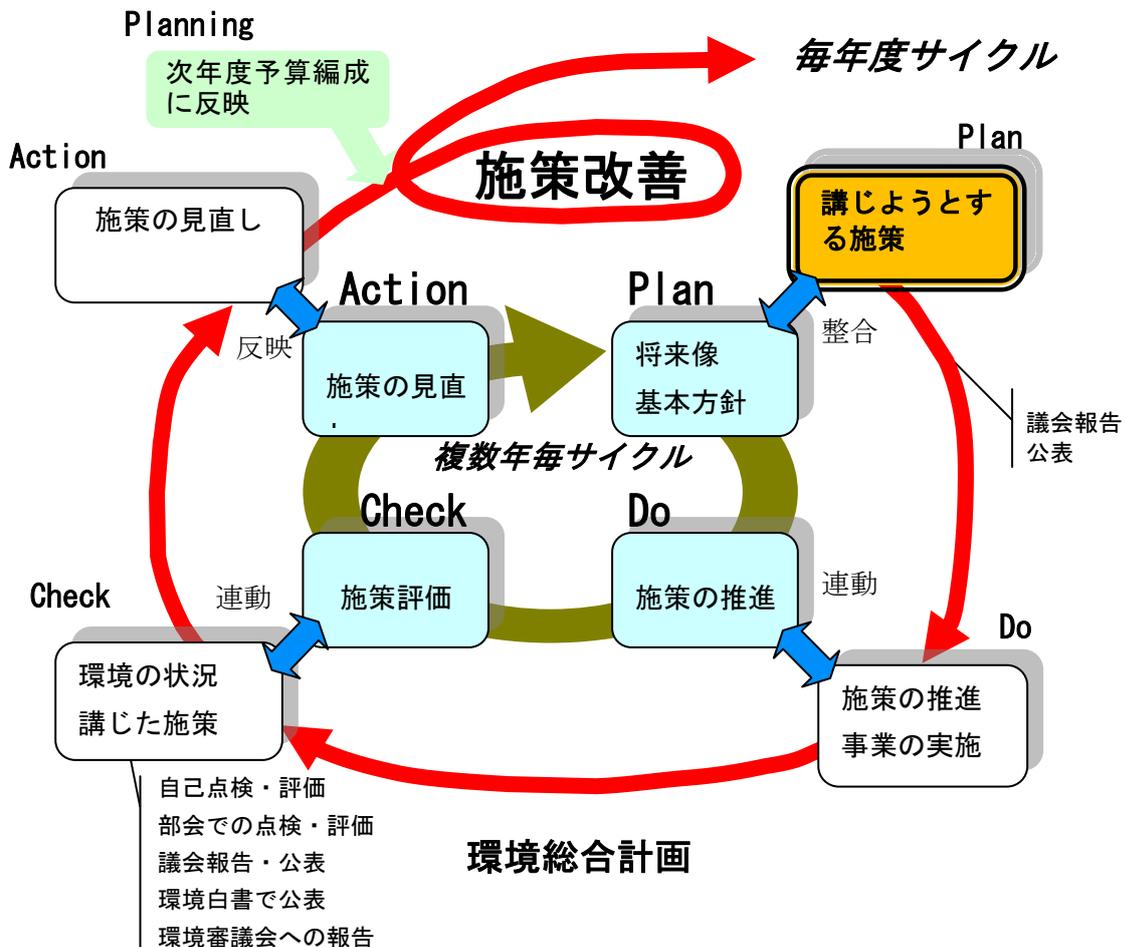
環境総合計画では、環境と成長の両立や地域主権・広域連携といった視点に配慮しながら、「府民の参加・行動」のもと、「低炭素・省エネルギー社会」、「資源循環型社会」、「全てのいのちが共生する社会」、「健康で安心して暮らせる社会」を構築し、「魅力と活力ある快適な地域づくり」を推進することとしています。



計画に定める各分野の関連についての概念図

また、環境総合計画では、毎年度の PDCA (Plan-Do-Check-Action) サイクルにより施策・事業の点検・評価を行うとともに、複数年毎 (3~4年) の PDCA サイクルにより計画に掲げた施策の方向や主な施策等の実施効果の検証を行い、急速な社会経済情勢の変化に柔軟に対応するとともに、施策のより効率的、効果的な実施を図ることと

しています。



環境施策の進行管理に関する PDCA サイクルの概念図

本報告は、大阪府環境基本条例第9条第2項の規定により、豊かな環境の保全及び創造に関して本府が講じようとする施策をとりまとめたもので、毎年度の PDCA サイクルの「Plan」に該当します。

また、本報告では、環境総合計画に掲げる 2020(平成 32)年度の目標やその目標に対する現状及び施策の方向を示すとともに、2014(平成 26)年度の主な施策・事業と取組みを記載しています。

なお、＜基礎資料＞として、豊かな環境の保全と創造に関して講じようとする施策・予算一覧を大阪府ホームページに掲載しています。

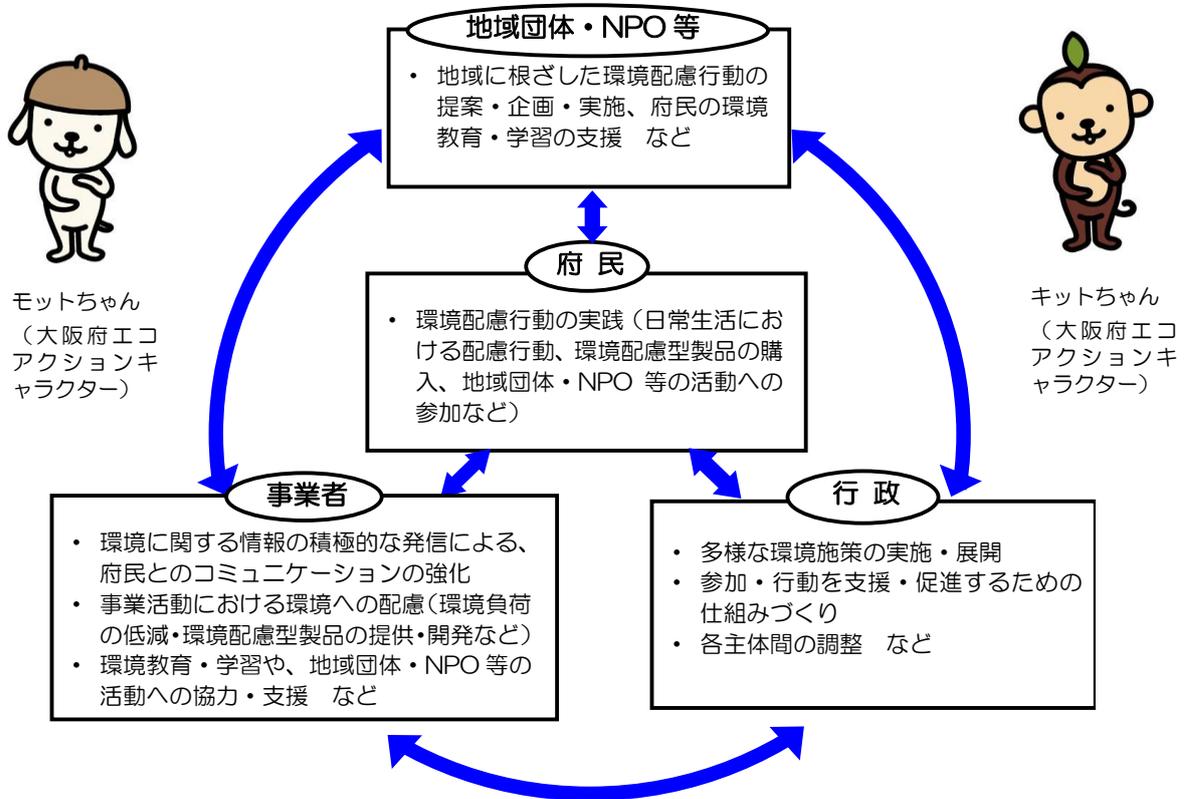
I 府民の参加・行動

～ あらゆる主体の参加・行動を促す大阪府の施策の方向～

かけがえのない地球を守り、
私たちの生命を育てている健全で恵み豊かな環境を
保全しながら将来に引き継ぐためには、
社会を構成するあらゆる主体の参加と行動が必要です。

《あらゆる主体が参加・行動する社会のイメージ》

- ・ 府民、地域団体・NPO、事業者、行政等の各主体が積極的に参加し、自ら行動する社会
- ・ 各主体が相互に連携して行動することにより、相乗的な効果が発揮されている社会



● 施策の方向

あらゆる主体が日常的に環境配慮行動に取り組む社会の実現を目指し、環境問題への気付きと環境配慮行動の拡大に向けた取組みを進めます。

- 効果的な情報発信
- 環境教育・学習の推進
- 行動を支援する仕組みの充実

2014年度の主な施策・事業と取組指標

効果的な情報発信

■環境情報の発信

[- 千円]

(目的)

「おおさかの環境ホームページ エコギャラリー」を通して、環境モニタリング情報等を発信し、府民・事業者・民間団体等の環境保全活動を促進すること。

(内容)

大阪の環境に関する情報のポータルサイトとして、「おおさかの環境ホームページ エコギャラリー」を開設しています。最近の大阪の環境に関する報道提供やパブリックコメント情報、水質・大気等の環境モニタリング結果、環境審議会の審議内容、過去の環境白書、条例・計画の情報等、幅広い環境情報について積極的に発信することにより、府民・事業者・民間団体等の環境保全活動の促進を図ります。

<2014年度取組指標>

年間アクセス件数 20万件



エコギャラリーを
閲覧する子供

【環境農林水産総務課 06-6210-9542】

■環境情報プラザ管理運営事業

[1,062千円]

(目的)

環境情報の提供、環境学習の機会や場の提供等を通じて、府民、事業者、環境NPO、行政等各主体の自主的な環境保全・環境活動をサポートすること。

(内容)

環境関連図書・ビデオ・パネル・チラシ等の環境情報を提供するとともに、研修室・実験室等を活動の場として提供するなど、環境情報プラザを府内における環境活動の拠点施設として管理運営します。さらに、大阪環境パートナーシップネットワーク「かけはし」において環境NPO・自治体等の情報発信を行うとともに、交流会・セミナー等をメンバーとの協働のもとで開催することにより、パートナーシップの構築を一層強化します。

<2014年度取組指標>

- ・プラザ利用者 15,000人/年
- ・環境NPO等との協働セミナー開催 2回



実験室「いこらぼ」での
環境学習の様子

【みどり・都市環境室 06-6210-9549】

(実施：地方独立行政法人

大阪府立環境農林水産総合研究所)

■アドプト・リバー・プログラムの推進

[1,274 千円]

(目的)

府内管理河川の一定区間において、地域の団体等と地元市町村、河川管理者である府が協力しあいながら、継続的に清掃や緑化等の活動を実施することで、地域に愛され、人や自然にやさしい河川づくり、美化による地域環境の改善、不法投棄の防止等を目指すこと。

(内容)

河川管理者（各土木事務所等）、参加団体及び地元市町村の三者が、参加団体の美化活動の内容や、河川管理者・市町村の協力・分担内容等を定めて協定を結び、協力して河川の一定区間の美化活動を継続的に行います。（2001年7月から実施し、2013年9月末時点で190団体を認定）



清掃活動の風景

<2014年度の実行目標>

美しい河川環境を目指し、地域の団体で行う河川清掃活動等を支援し、アドプト・リバー・プログラムのさらなる普及・啓発を図ります。

【参考】認定団体数 15 団体（2012 年度）

【河川室 06-6944-9304】

環境教育・学習の推進

■環境教育等の推進

[- 千円]

(目的)

家庭、学校、職場、地域、その他のあらゆる場において、府民、民間団体、事業者等様々な主体による環境学習や環境保全活動を推進し、持続可能な社会の構築を目指すこと。

(内容)

「環境教育等行動計画」に基づき、情報基盤の充実と連携の強化、人材育成・人材活用、場の提供・学習機会の提供、教材・プログラムの整備と活用、協働取組の推進・民間団体等への支援、普及啓発の6つの柱のもと関連施策による環境学習と環境保全活動を推進します。



おおさか環境賞

<2014年度の実行目標>

全庁で取り組む環境教育施策数 170 施策

【みどり・都市環境室 06-6210-9549】

行動を支援する仕組みの充実

■「豊かな環境づくり大阪行動計画」推進事業

[3,648 千円]

(目的)

府民団体、事業者団体、行政等の協働により、豊かな環境の保全と創造に関する活動を積極的に推進するため、「豊かな環境づくり大阪行動計画」を策定し、「行動計画」に位置づけられた「実践活動」等を推進すること。

(内容)

大阪府環境基本条例に基づき設置した「豊かな環境づくり大阪府民会議」の運営と、府民会議における議論を踏まえ、府の「ローカルアジェンダ21」である「豊かな環境づくり大阪行動計画」を策定し、府民団体、事業者団体、行政等の協働により、「実践活動」「行動の支援と奨励」等に関する事業を実施します。

〈実践活動等の事例〉

「環境壁紙コレクション」事業、「おおさか環境賞」顕彰、環境にやさしい買い物キャンペーン 等

〈2014 年度の実績〉

- ・府民会議の開催：企画委員会2回、総会2回
- ・2014 年度版「行動計画」の作成・配布

【みどり・都市環境室 06-6210-9549】



豊かな環境づくり大阪府民会議総会の様子

■おおさか生物多様性パートナー協定の推進

[- 千円]

(目的)

生物多様性保全活動に取り組む企業を支援することで、企業価値の向上及び生物多様性保全の普及を図る。

(内容)

生物多様性保全活動に取り組む企業を府及び大学・試験研究機関等が連携して支援するとともに、府が当該企業の PR や推奨を行います。

これにより、企業の自主的な生物多様性保全活動を促し、企業価値の向上を図るとともに、生物多様性保全の重要性、必要性の普及を推進します。

〈2014 年度の実績〉

- ・協定締結件数 2 件

【みどり・都市環境室 06-6210-9557】



企業敷地内で行う生物多様性保全活動（イメージ）

■アドプトフォレスト制度による企業の森づくり

[- 千円]

(目的)

企業やNPO法人等の参画により、放置された人工林や竹林等荒廃した森林を整備することで、地球温暖化防止や生物多様性の保全等に資すること。

(内容)

大阪府が、事業者等の要望を聞きながら、活動地や活動内容等の提案を行い、活動地となる市町村や大阪府、事業者等の中で、活動内容や役割分担等を含む協定を結びます。その上で、事業者等は対象地域で間伐や植樹、下草刈りなどの森づくり活動を行います。

〈2014 年度の実績〉

参加事業者等の拡大を目指すとともに、活動が長期的・継続的なものとなるように環境を整える。

【みどり・都市環境室 06-6210-9556】



企業による森づくり活動の様子

■笑働OSAKAの推進

[- 千円]

(目的)

府民・企業・行政等、多様な主体の強みを活かした連携・協働による笑顔あふれる大阪を実現する。

(内容)

笑顔と感謝をキーワードに、協働の輪を更に広げる『笑働OSAKA』を展開中。さらに、誰もが参加でき、参加した効果を実感できる府民参加型の取組みとして、笑働リサイクルプロジェクト[※]を展開するなど、府民ひとり一人に対し、行動を変化を促します。



〔[※]）笑働リサイクルプロジェクト：企業や個人から提供いただいた古紙のリサイクルで製作したトイレトーパーやノートの売上の一部が地域に還元される地域支援も兼ねた新たな企業協働〕

〈2014 年度の取組指標〉

古紙排出企業・学校等を増やすと共に、学生が古紙を回収する⇒大阪の企業が製紙化・商品化・販売する⇒学生が購入する（持つことがステータスになる）仕組みを確立し、その仕組みを可視化する。

【事業管理室 06-6944-9268】

[]内の数字は平成 26 年 2 月議会提出の平成 26（2014）年度当初予算案の予算額

II-1 低炭素・省エネルギー社会の構築

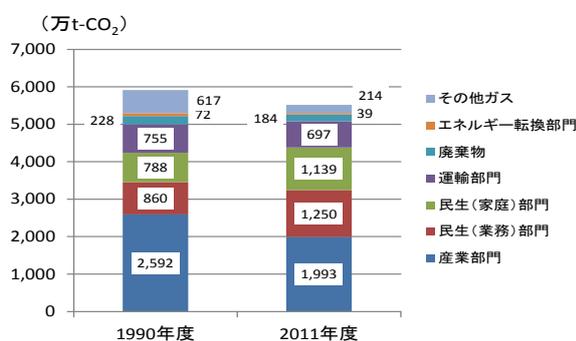
《2020年度の目標》

国の取組みと連動し、1990年度比で25%の温室効果ガス排出量を削減する。

- ・ 府域で保有される自動車のうちエコカーの割合を50%に増やす。
- ・ 府域の太陽光発電の導入によるCO₂削減量を2009年度比で30倍以上に増やす。

《目標に対する現状》

■府内における2011年度の温室効果ガス排出量は約55百万トンであり、1990(平成2)年度と比べ約6.7%減少となっています。



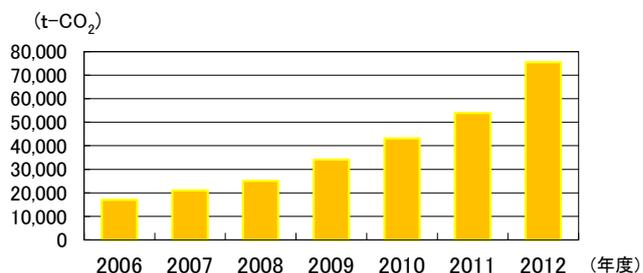
注) 排出量は、各年度の関西電力の電力排出係数を用いて算定。

大阪府域における温室効果ガス排出量の推移

■大阪府内の2012年度のエコカー(注)保有台数は約56万台(約16%)であり、2011年度と比べ約14万台(約4%)増加しました。

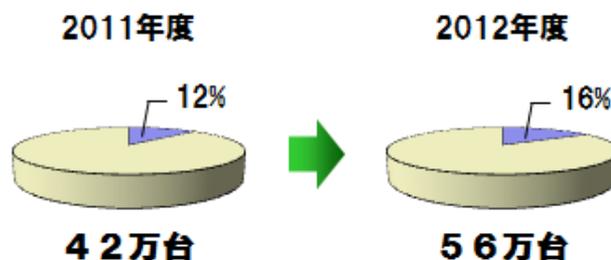
エコカーとは、電気自動車、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車、クリーンディーゼル乗用車、水素エンジン自動車、燃料電池自動車に加えて超低燃費車(2010年度燃費基準+25%達成車または2015年度燃費基準達成車)です。

■府内の2012年度の太陽光発電の導入によるCO₂削減量は約7.6万トンです。



※ 2020年度目標: 約100万トン

太陽光発電の導入によるCO₂削減量



エコカーの普及台数

● 施策の方向

あらゆる要素に「低炭素」の観点を組み入れて、低炭素化に向けた効果的な取組みを促進し、低炭素・省エネルギー社会の構築を目指します。

- 産業・業務、住宅・建築物、運輸・交通の低炭素化に向けた取組みの推進
- 再生可能エネルギー等の普及
- 森林整備によるCO₂吸収の促進

2014年度の主な施策・事業と取組指標

産業・業務、住宅・建築物、運輸・交通の低炭素化に向けた取組みの推進

■「大阪府温暖化の防止等に関する条例」に基づく届出指導

[150 千円]

(目的)

現在及び将来の府民の健康で豊かな生活の確保に資するため、エネルギーを多く使用する事業者（特定事業者）の温室効果ガスや人工排熱の排出抑制を行うこと。

(内容)

「大阪府温暖化の防止等に関する条例」に基づき、エネルギーを多く使用する事業者（特定事業者）に対し、温室効果ガスや人工排熱の排出抑制についての対策計画書及び実績報告書の届出を義務付け、必要な指導・助言を行います。また、他の模範となる特に優れた取組みを行った事業者を「おおさかストップ温暖化賞」として表彰します。



「おおさかストップ温暖化賞」表彰式

<2014年度の取組指標>

特定事業者の温室効果ガス排出量を2013年度比1%削減

【参考】条例に基づく実績報告書の届出対象事業者数 約900事業者

(2013年度)

【みどり・都市環境室 06-6210-9553】

■省エネ行動の普及啓発事業

[84 千円]

(目的)

温室効果ガス排出量が増加傾向にある家庭部門の排出削減を進めるため、府民一人ひとりの省エネ行動の実践を促進すること。

(内容)

省エネ型ライフスタイルへの転換を促進するため、省エネの取組みを紹介したホームページ『省エネ生活のすすめ』や節電の取組みをまとめた『節電ポータルサイト』によって積極的に情報発信するとともに、エコアクションキャラクター『モットちゃん、キットちゃん』をイベント等で活用するなど、広く府民に環境配慮行動の必要性と実践を呼びかけます。

また、府が委嘱した地球温暖化防止活動推進員による地域に密着した自主的な温暖化対策活動を支援します。



イベントでの省エネ啓発（打ち水）

<2014年度の取組指標>

- ・家庭での省エネ・省CO₂の啓発の推進
- ・エコアクションキャラクターを用いた環境啓発活動の実施

【参考】エコアクションキャラクター

2012年度のイベント等での活動回数：32回

【みどり・都市環境室 06-6210-9549】

■省エネ・省CO₂相談窓口の設置・運営

[一千円]

(目的)

府内の中小事業者の取組支援を通じて省エネ・省CO₂を推進すること。

(内容)

中小事業者が安心して気軽に相談できる省エネ・省CO₂相談窓口を設置し、省エネ診断等により省エネ・省CO₂の取組みを支援します。

また、セミナーの開催やホームページによる省エネ技術の情報発信、業界団体と連携した普及・啓発により、省エネ・省CO₂の取組みの普及促進を図ります。

<2014年度の取組指標>

- ・省エネ診断件数 30件
- ・セミナー開催回数 2回



省エネ診断

【みどり・都市環境室 06-6210-9553】

【エネルギー政策課 06-6210-9254】

(実施：地方独立行政法人

大阪府立環境農林水産総合研究所)

■エコカー普及促進事業

[- 千円]

(目的)

2020年度までに大阪府内の自動車の2台に1台(約180万台)を排出ガス性能・燃費性能の優れた環境負荷の少ないエコカーにすることを目標にエコカー普及を推進し、温室効果ガス及び自動車排出ガスを削減すること。

(内容)

「エコカーのあふれるまち大阪」の実現に向け、電気自動車等の多様なエコカーの普及を推進する「大阪エコカー協働普及サポートネット」に参加する民間企業、関係団体、国の出先機関、地方公共団体が官民協働でエコカーの導入や充電インフラの整備、啓発活動等の取組みを実施することにより、エコカー普及を促進します。

<2014年度の取組指標>

- ・エコカー展示会・試乗会の開催 10回
- ・ホームページ・メールマガジンによる情報発信

【参考】200V普通充電設備：326基(府補助分95基)

(2013年7月現在：大阪府把握分)

エコカー展示会・試乗会：11回(2012年度)



大阪城公園での
エコカー展示会

【環境管理室 06-6210-9586】

■公共交通戦略に基づく CO₂ 排出負荷の低い公共交通への転換

[- 千円]

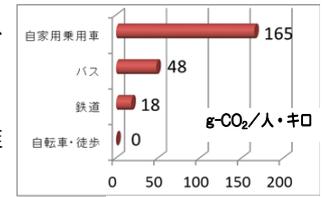
(目的)

自動車から CO₂ 排出負荷の低い公共交通への利用転換を推進し、温室効果ガス及び自動車排出ガスを削減すること。

(内容)

2014 年 1 月策定された「公共交通戦略」の以下の 3 つの方向性の取組みを推進し、自動車から公共交通への利用転換を図ります。

- ①鉄道ネットワークの充実（広域拠点へのアクセス性を向上など）
- ②公共交通の利便性向上（利用者の視点にたった乗継ぎ時の移動負担の軽減や情報案内の充実、連続立体交差事業等による安全性の向上など）
- ③公共交通の利用促進（自動車交通が地球に与える影響や公共交通機関への転換について小学生に学習してもらう交通環境学習、観光・商業・まちづくりなど、様々な主体と連携した取組みや啓発活動など）



交通手段別の CO₂ 排出量（鉄道、バス移動の 1 人当たり CO₂ 排出量は自動車の約 1/9～約 1/4）

<2014 年度の取組指標>

- ・戦略 4 路線の推進（なにわ筋線、西梅田十三新大阪連絡線、大阪モノレール延伸、北大阪急行延伸）
- ・連続立体交差事業の推進
- ・交通環境学習や利用促進キャンペーンの実施

【交通道路室 06-6944-6779】

■建築物の環境配慮制度の推進

[1, 724 千円]

(目的)

現在及び将来の府民の健康で豊かな生活の確保に資するため、建築主による建築物の環境配慮に関する取組の促進を図ること。

(内容)

「大阪府温暖化の防止等に関する条例」に基づき、特定建築主（延べ面積 2,000 m²以上の特定建築物を新築等しようとする者）に対し、CO₂ 削減・省エネ対策等の建築物の環境配慮のための措置について自己評価した計画書の届出を義務付けています。また、特定建築物の販売等について一定の広告をするときは当該広告に自己評価結果の要旨を記載した標章（大阪府建築物環境性能表示）の表示の義務付けを行っています。

あわせて他の模範となる特に優れた取組みを行った建築物を、「サステナブル建築賞」として表彰しています。

2014 年度もこれらの制度を推進し、建築物の環境配慮に関する取り組みを促進します。

<2014 年度の取組指標>

- ・CO₂ 削減等環境に配慮した建築物の推進
- ・大阪府建築物環境配慮制度及び同制度の届出の評価結果をラベル表示する制度の説明会等を開催（1 回）



大阪府建築物環境性能表示

【建築指導室 06-6210-9725】

■府庁の省エネ行動への取組み

[167 千円]

(目的)

府庁の事務事業に伴い発生する温室効果ガス排出削減やエネルギー使用量削減に取り組むこと。

(内容)

「温暖化対策ふちょうアクションプラン～大阪府地球温暖化対策実行計画（事務事業編）～」、「大阪府庁節電実行方針」及び「エネルギー使用の合理化に関する法律」に基づき、府自らが率先して温室効果ガス削減やエネルギー使用量削減の取組みを継続的に推進します。また、これらの取組みを着実に進めるため、府独自の環境マネジメントシステムを運用していきます。



執務室の部分消灯

<2014 年度の取組指標>

庁内の温室効果ガス排出量の削減 前年度比1%

（「大阪府温暖化の防止等に関する条例」に定める特定事業者として）

【みどり・都市環境室 06-6210-9549】

再生可能エネルギー等の普及

■おおさかスマートエネルギーセンターの運営

[6,702 千円]

(目的)

「再生可能エネルギーの普及拡大」や「エネルギー消費の抑制」などに取り組み、エネルギーの地産地消による新たなエネルギー社会の構築を目指す。

(内容)

平成 25 年 4 月から、大阪府市が共同し、エネルギー政策の推進拠点として設置した「おおさかスマートエネルギーセンター」において、府民、事業者等からの問合せ・相談にワンストップで対応するとともに、様々な事業を実施します。

【主な事業】

- ・創エネ・蓄エネ・省エネ対策の相談・アドバイス
- ・太陽光パネル設置普及啓発事業
- ・公共施設や民間施設の屋根・遊休地と発電事業者のマッチング
- ・都市インフラ活用型技術実証実験事業
- ・BEMS 普及啓発事業

<2014 年度の取組指標>

再生可能エネルギーの普及拡大、省エネの促進

【エネルギー政策課 06-6210-9254】

■大阪府再生可能エネルギー等導入推進基金事業

[937,689 千円]

(目的)

災害に強く、低炭素な地域づくりを推進する。

(内容)

大阪府再生可能エネルギー等導入推進基金（グリーンニューディール基金）を活用し、地域の防災活動の拠点となる府有施設や府内市町村・民間事業者の施設に太陽光パネルや蓄電池等の導入を進めます。

<2014 年度の取組指標>

再生可能エネルギー、蓄電池等の導入促進

【エネルギー政策課 06-6210-9288】

■創エネ設備及び省エネ機器設置等に係る初期費用軽減のための
融資事業

[541, 500 千円]
(債務負担 192, 000 千円)

(目的)

府域における太陽光発電設備や、省エネ機器の普及促進を図る。

(内容)

金融機関との連携により、住宅用太陽光パネルや省エネ機器等の設置に必要な資金の融資を行います。

- ・融資対象：府内居住者
- ・対象設備（工事）：太陽光発電設備、コージェネレーションシステム、ヒートポンプ式電気給湯器及びこれらのいずれかと併せて設置する太陽熱利用設備、蓄電池、照明設備や冷暖房設備等の省エネ化工事、屋根・天井・壁・床・窓等の断熱化工事
- ・融資利率：年 1.0%（固定） ・融資期間：10 年 ・融資限度額：300 万円

※24 年度及び 25 年度から実施中の太陽光パネル設置に係る初期費用軽減のための融資事業は、府民に資金を融資した金融機関に対し、引き続き、資金の預託を行います。

<2014 年度の取組指標>

融資予定件数：400 件

【エネルギー政策課 06-6210-9254】

■府有建築物の屋根貸しによる太陽光パネル設置促進事業

[1, 030 千円]

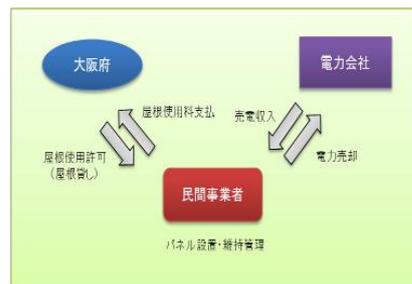
(目的)

「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」を活用して、府有建築物の屋上屋根を貸し出して、民間事業者の資金により太陽光発電システムを導入し、再生可能エネルギーの導入を促進すること。

(内容)

府有建築物の屋根、屋上への太陽光パネル設置条件や公募方法、合理的な契約方式等について、検討・調査し整理を行います。

現地調査等により設置可能と判断される施設を抽出し、パネル設置事業者の公募を行います。



屋根貸し事業イメージ

<2014 年度の取組指標>

陸屋根に加え、勾配屋根等にも公募対象施設の拡大を図る。

【公共建築室 06-6210-9799】

[]内の数字は平成 26 年 2 月議会提出の平成 26 (2014) 年度当初予算案の予算額

II-2 資源循環型社会の構築

《2020年度の目標》

資源の循環をさらに促進する。

- ・【一般廃棄物】リサイクル率を倍増する。(2008年度比)
- ・【産業廃棄物】最終処分量を48万トン以下にする。

リサイクル社会を実現するための府民行動を拡大する。

- ・リサイクル製品を購入している府民の割合を倍増する。(2009年度府民アンケート 34.3%)
- ・資源物*を分別している府民の割合を概ね100%にする。(2009年度府民アンケート 89.4%)

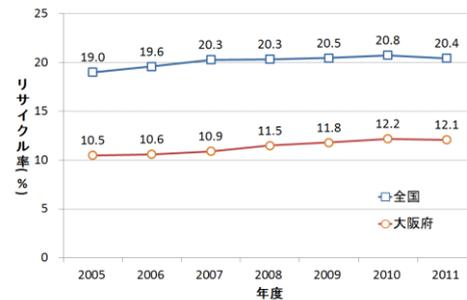
*ペットボトルや空き缶、古紙等。

《目標に対する現状》

- 2011年度の一人一日あたりの一般廃棄物の排出量は全国平均を上回っていますが、2005年度と比べ18%と全国を上回るペースで減少しています。
- 府域のリサイクル率は全国平均と比べてなお低いままですが、全国的には2010年度から2011年度にかけて0.4ポイント低下した一方、府域では0.1ポイントの低下に止まっています。

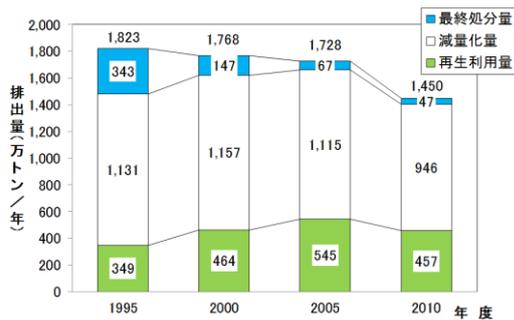


一般廃棄物排出量の推移



一般廃棄物のリサイクル率の推移

- 2010(平成22)年度に府内から排出された産業廃棄物は1,450万トン、そのうち再生利用量は457万トン、最終処分量は47万トンとなっています。

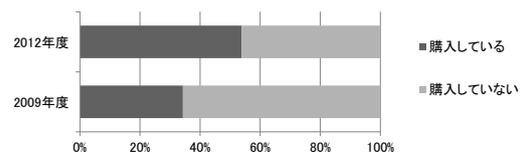


産業廃棄物の最終処分量等の推移

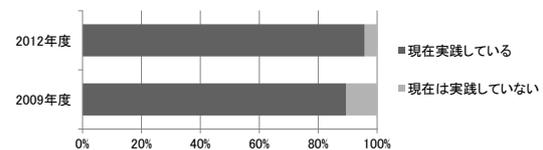
注) 四捨五入しているため、合計が合わない場合がある。

- 府民の約54%がリサイクル製品を購入するとともに、約96%が資源物*を分別しています。(2012年度府民アンケート結果)

リサイクル製品を購入している府民の割合



資源物を分別している府民の割合



*ペットボトルや空き缶、古紙等

●施策の方向

生産・流通、消費、再生・処理、最終処分の各段階における資源の循環に向けた取組みを促進し、資源循環型社会の構築を目指します。

- 再生原料・再生可能資源の利用促進
- 廃棄物排出量の削減
- リサイクル率の向上
- 最終処分量の削減
- 廃棄物の適正処理の徹底

2014 年度の主な施策・事業と取組指標

■循環型社会推進計画の推進

[- 千円]

(目的)

大阪府循環型社会推進計画に定めたりサイクルや廃棄物の減量化等に係る目標を達成すること。

(内容)

2011 年度末に策定した循環型社会推進計画に基づき、府内における資源の循環的利用を促進し、再生利用率の向上、最終処分量の削減等を進め、これらの指標の全国ワースト1 からの改善を目指します。

また、市町村の主体的な取組みを支援するための情報提供をはじめとする施策を総合的に実施します。

<2014 年度取組指標>

計画に定める下記目標達成に向けて進行管理等を行います。

・一般廃棄物

2015 年度に一般廃棄物の排出量（事業系資源化量を含む。）を 305 万トンに削減するとともに、再生利用率を 29%に向上させることで、最終処分量を 35 万トンに削減する。

・産業廃棄物

2015 年度に産業廃棄物の排出量を 1,565 万トンに抑制するとともに、再生利用率を 35%に向上させることで、最終処分量を 49 万トンに抑制する。

【循環型社会推進室 06-6210-9567】

再生原料・再生可能資源の利用促進

■再生品普及促進事業

[1,288 千円]

(目的)

資源の循環的な利用の促進と循環型社会の形成に寄与する事業を営む事業者を育成すること。

(内容)

生産段階における循環資源（廃棄物等）の利用を促進し、資源のリサイクルをより一層進めるとともに、循環型社会の形成に寄与するリサイクル関連産業を育成するため、府内で発生した循環資源を利用し、日本国内の工場で製造したリサイクル製品であって、一定の基準を満たすものを 2004 年度から「なにわエコ良品（大阪府認定リサイクル製品）」として認定します。



なにわエコ良品ロゴマーク



専門家による審査風景

<2014 年度取組指標>

なにわエコ良品の普及啓発・利用促進を図るとともに、年 2 回の認定を実施する。（認定申請受付は 6 月、11 月（予定））

【参考】平成 25 年 10 月 1 日現在の認定製品数は 269 製品。

【循環型社会推進室 06-6210-9567】

廃棄物排出量の削減

■産業廃棄物の多量排出事業者による取組みの促進

[-千円]

(目的)

事業者から提出された処理計画及び実施状況報告の内容を公表することにより、情報公開のもとで、事業者の自主的な産業廃棄物の減量化への取組等を促進すること。

(内容)

事業活動に伴い多量の産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者（多量排出事業者）は、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画及びその実施の状況について知事に報告することとなっています。

事業者から提出された報告の内容をインターネットを利用した方法により速やかに公表することにより、事業者の自主的な産業廃棄物の減量化への取組等を促進します。

<2014 年度取組指標>

- ・処理計画及び実施状況報告の内容を速やかに公表する。

【参考】平成 24 年度公表状況

産業廃棄物処理計画	260 件
産業廃棄物処理計画実施状況報告	289 件
特別管理産業廃棄物処理計画	98 件
特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告	97 件

【循環型社会推進室 06-6210-9570】

【環境管理室 06-6210-9583】

リサイクル率の向上

■容器包装リサイクルの推進

[118 千円]

(目的)

「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）」に基づき、府内における容器包装廃棄物の発生抑制や再商品化を促進すること。

(内容)

「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）」に基づき、第7期大阪府分別収集促進計画（2014～2018年度）の円滑な実施を図ります。

また、市町村の分別収集の実施状況やリサイクル施設の整備状況を把握し、分別収集や再商品化の促進に必要な収集体制、処理に関する改善方策等について情報提供に努めるなど、市町村に対する技術支援を行います。



ペットボトルの選別施設

<2014 年度取組指標>

以下の 2018 年度の容器包装廃棄物に係る目標の達成のために必要な取組みを推進する。

- ・排出量：44 万トン
- ・分別収集量：34 万 7 千トン

【循環型社会推進室 06-6210-9567】

廃棄物の適正処理の徹底

■ PCB廃棄物適正処理の推進

[- 千円]

(目的)

ポリ塩化ビフェニル廃棄物を適正に保管するとともに、確実かつ適正な処理を推進すること。

(内容)

PCB（ポリ塩化ビフェニル）廃棄物の処理については、日本環境安全事業㈱が、近畿圏の拠点として大阪市此花区に処理施設を建設し、2006年から稼働しています。

引き続き、「大阪府PCB廃棄物処理計画」に基づき、近畿ブロック関係府県市と協力して適正処理を推進するとともに、PCB廃棄物を保管している事業場やPCBを含む機器を使用している事業場への立入検査をさらに充実することにより、PCB廃棄物等の適正管理の徹底を図ります。

また、中小企業によるPCB廃棄物の処理を推進するため、国と都道府県が、(独)環境再生保全機構に拠出したPCB廃棄物処理基金を通じて、中小企業が負担するPCB廃棄物処理費用を軽減します（これまで積み立てた基金の残高により助成事業に支障がないため、2014年度は、基金への拠出は行いません）。

<2014年度の取組指標>

府内におけるPCB廃棄物（現在、日本環境安全事業㈱大阪事業所の処理対象である高圧機器等に限り）の処理進捗率

2014年9月末：86%（2013年9月末現在：79%）

（いずれも日本環境安全事業㈱への登録台数に占める割合）



PCB（コンデンサ）保管状況の立入検査

【環境管理室 06-6210-9583】

■ 産業廃棄物の不適正処理の根絶

[18,436 千円]

(目的)

排出事業者や処理業者への指導を徹底し、廃棄物の不適正処理根絶を図ること。

(内容)

産業廃棄物の野積みや野外焼却等の不適正処理の根絶を図るため、排出事業者や処理業者に対し、産業廃棄物管理票（マニフェスト）の交付の徹底や適正処理の指導を強化するとともに、土地所有者等への土地の適正管理等の啓発・指導により不適正処理の未然防止を図ります。また、警察との連携等により廃棄物処理法と循環型社会形成推進条例を効果的に運用し、不適正処理の根絶を図ります。

<2014年度の取組指標>

- ・建設廃棄物の分別排出等、混合廃棄物の発生・排出抑制の取組み促進
- ・廃棄物の適正処理推進のため、電子マニフェストの普及等を促進

【参考】不適正処理件数 307件（2012年度） 新規事案は年度内に75%以上解決



産業廃棄物の不適正処理現場（野積み）

【循環型社会推進室 06-6210-9570】

■廃棄物最終処分場の安定的な確保等

[129, 181 千円]

(目的)

廃棄物最終処分場の確保及び適正管理を図ることにより、廃棄物の適正処理を進め、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に資すること。

(内容)

「広域臨海環境整備センター法」に基づく大阪湾圏域広域処理場整備事業（フェニックス計画）について、関係地方公共団体等と協力し、その促進に努めます。

また、産業廃棄物最終処分場跡地である堺第7-3区について、周辺環境等に影響を及ぼさないよう、法令に則した適切な維持管理等を行います。



フェニックス処分場での廃棄物受入

<2014 年度 of 取組指標>

- ・大阪湾圏域広域処理場整備事業の促進
- ・堺第7-3区 of 適切な維持管理

【循環型社会推進室 06-6210-9568】

[]内の数字は平成26年2月議会提出の平成26（2014）年度当初予算案の予算額

II-3 全てのいのちが共生する社会の構築

《2020年度の目標》

生物多様性の府民認知度を70%以上にする。

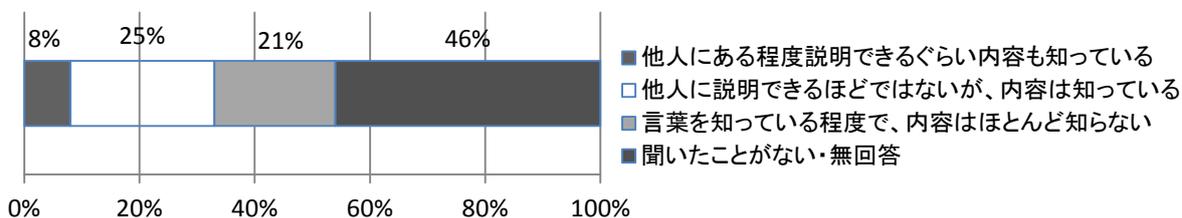
生物多様性の損失を止める行動を拡大する。

- ・ 活動する府民を30%増加する。(2009年 約7万人)
- ・ 保安林や鳥獣保護区等の生物多様性保全に資する地域指定を新たに2,000ha 拡大する。

《目標に対する現状》

- 生物多様性に関する府民の認知度（「他人にある程度説明できるぐらい内容も知っている」と「他人に説明できるほどではないが、内容は知っている」と回答した割合）は約33%です。

（2012年度大阪府民アンケート結果）



- 生物多様性の損失を止める活動に参加した府民は約21万人(2013年度)です。

おおさか山の日(山に親しむ推進月間)イベントの参加者 約84,000人

共生の森づくり、自然環境・里山保全活動の参加者 約6,000人

アドプトリバー、河川清掃活動の参加者 約61,000人 など

- 保安林や鳥獣保護区等の生物多様性保全に資する地域指定は83,730ha(2013年12月末)です。

生物多様性の保全に資する地域指定状況

名称	指定面積(ha)	名称	指定面積(ha)
保安林	17,089	自然環境保全地域	38
鳥獣保護区	12,913	緑地環境保全地域	32
国定公園	16,498	特別緑地保全地区	2
府立自然公園	3,541	自然海浜保全地区	22
近郊緑地保全区域	33,580	国・府指定天然記念物	15
		合計	83,730

●施策の方向

生物多様性についての府民理解を促進し、生物の生息環境の保全と回復への行動を促進します。

- 生物多様性の重要性の理解促進
- 生物多様性に配慮した行動促進
- 府民と連携したモニタリング体制の構築
- 生物多様性保全に資する地域指定の拡大
- エコロジカルネットワークの構築推進

○府民の理解促進

■世界の生物多様性保全に貢献

- ・ 大消費地として生物多様性配慮行動を促進

□府域の生物多様性を向上

- ・ 府域の現状評価
- ・ 地域指定の拡大
- ・ 保全活動の拡大
- ・ 水とみどりのつながりの拡大

生物多様性の保全

2014年度の主な施策・事業と取組指標

生物多様性の重要性の理解促進

■天然記念物イタセンバラの保護増殖及びこれを利用した普及啓発事業

[5,404 千円]

(目的)

天然記念物の淡水魚イタセンバラの野生復帰の試みと同種を用いた普及啓発を推進し、自然保護や生物多様性の重要性についての理解を深めること。

(内容)

府に生息する天然記念物の淡水魚イタセンバラは、2005年度以降、生息が確認されていません。そこで、2011年度及び2013年度、環境農林水産総合研究所水生生物センターでは、国土交通省・淀川河川事務所と共同で、当センター内で保存しているイタセンバラを淀川に放流し野生復帰を試みました。

2014年度は、放流群の自然での繁殖状況の確認、繁殖に必要な二枚貝の生息状況調査、生息に脅威を与えている外来生物の生態や駆除及び魚病に関する調査研究を行います。また、同センター内のピオトープ池にイタセンバラを放流し、親子等府民を対象とした観察会の開催、小中学校等へのイタセンバラの出張展示や出前講座を実施し、自然保護や生物多様性の重要性について普及啓発を図ります。



イタセンバラ

<2014年度取組指標>

- ・イタセンバラの野生復帰に向けた放流効果と繁殖状況の確認 【みどり・都市環境室 06-6210-9557、
- ・観察会（1回、110人）、出前講座（2回、100人） 06-6210-9549】

(実施：地方独立行政法人

大阪府立環境農林水産総合研究所)

■生物多様性保全のための普及啓発推進支援

[1,000 千円]

(目的)

生物多様性保全に関する府民理解の向上のため、教員や企業の環境担当者等を対象とした、府内の生物多様性の状況を盛り込んだ生物多様性研修用プログラムを作成すること。

(内容)

府民の生物多様性の現状（希少な生物や残された貴重な自然環境など）や課題、保全活動の取組み、外来種への対策などを盛り込んだ教員や企業の環境担当者向けの「生物多様性研修用プログラム」を作成し、普及啓発を推進します。



研修会（イメージ）

<2014年度取組指標>

- ・生物多様性研修用プログラムの作成 3,000部 【みどり・都市環境室 06-6210-9557】

生物多様性に配慮した行動促進

■共生の森づくり活動の推進

[7,707 千円]

(目的)

堺第7-3区産業廃棄物最終処分場跡地において、自然再生のシンボルとなる共生の森を整備し、多様な主体との協働による森づくり活動を支援すること。

(内容)

自然の少ない大阪ベイエリアにおいて、野鳥や小動物の生息する草地や水辺等に森林が介在する大規模な“みどりの拠点”を創出するために、堺第7-3区産業廃棄物処分場の一部「共生の森(約100ha)」において、府民、NPO、企業等多様な主体との連携による植栽、草刈、間伐等の森づくり活動と、自然観察等の自然環境学習を実施します。



共生の森での森づくり活動

<2014年度の取組指標>

- 共生の森づくり活動への参加人数 約1,200人
- 多様な自然環境の創出面積 約1ha

【みどり・都市環境室 06-6210-9557】

■多奈川ビオトープ保全活動の推進

[1,400 千円]

(目的)

関西国際空港二期工事土砂採取跡地において整備されている岬町多奈川多目的公園内において、自然再生(ミティゲーション)のため整備したビオトープで、府民や企業等との協働による自然環境保全活動を支援すること。

(内容)

多奈川多目的公園(いきいきパークみさき)内のビオトープにおいて、生物多様性の重要性に関心を持つ機会を、府民・企業等に提供するため、ハイキング等の自然体験イベントや自然環境保全活動を実施します。



ビオトープでの自然観察会

<2014年度の取組指標>

- ハイキングイベント1回 自然観察イベント6回
- イベント及び自然環境保全活動参加者数 300人

【みどり・都市環境室 06-6210-9557】

■森林資源モニタリング調査(ナラ枯れ被害跡地実態調査)

[1,074 千円]

(目的)

府内におけるナラ枯れ被害地について、被害の拡大状況・収束状況の把握により、府内の雑木林の資源把握及び今後の効果的な駆除対策に活用すること。

(内容)

カシノナガキクイムシ(カシナガ)によるナラ枯れ被害は、北摂地域で2009年度に確認されて以降年々被害地域が南に拡大し、2013年度には八尾市域に及んでいます。カシナガは、コナラ等のブナ科樹木に寄生するキクイムシ(甲虫)で、成虫が運ぶカビの一種が樹体内で繁殖すると、樹木が防御物質を生産しその物質が導管を塞ぐため、夏に水切れをおこして樹木が枯死します。

府内のナラ枯れ被害地域では、被害木の伐倒くん蒸処理等の防除対策を、国庫補助事業等を活用しながら講じていますが、未だ収束には至っていません。そのため、被害地域の拡大状況と収束状況を把握するとともに、今後の駆除対策を、より効果的に実施するため、広域的なモニタリング調査を実施します。



カシナガのオス(上)とメス(下)

<2014年度の取組指標>

激害地を中心に、被害発生状況及び被害跡地の植生回復をモニタリングします。

【みどり・都市環境室 06-6210-9559】

(実施: 地方独立行政法人

大阪府立環境農林水産総合研究所)

府民と連携したモニタリング体制の構築

■大阪生物多様性保全ネットワークの取組み推進

[- 千円]

(目的)

府内の生物多様性に知見を有する大学、研究機関、活動団体、行政等により設立した「大阪生物多様性保全ネットワーク」を活用して、府域の生物多様性保全に係る取組を行うこと。

(内容)

府域の生物多様性の現況把握等を行うとともに生物多様性保全の重要性について普及啓発します。



三草山（能勢町）のゼフィルス

<2014 年度の取組指標>

新しいレッドリストを盛り込んだ生物多様性ガイドブックを活用し、普及啓発活動を行う。

【みどり・都市環境室 06-6210-9557】

生物多様性保全に資する地域指定の拡大

■農空間保全地域制度の推進

[164, 863 千円]

(目的)

農空間の公益的機能を発揮させるため、遊休農地の解消等、府民の幅広い参加で農空間を守り育てる取組みをすすめること。

(内容)

「大阪府都市農業の推進及び農空間の保全と活用に関する条例」に基づき指定した「農空間保全地域」において、農家・地域住民による道普請を実施するなど営農環境を整備することで農地の遊休化を未然に防止するとともに、自己耕作や農地貸借等の解消手法により遊休農地の利用の促進を図ります。



営農環境整備のため農家・地域住民による道普請の実施

<2014 年度の取組指標>

遊休農地等の保全・活用 80ha

【農政室 06-6210-9601】

[]内の数字は平成 26 年 2 月議会提出の平成 26 (2014) 年度当初予算案の予算額

Ⅱ-4 健康で安心して暮らせる社会の構築（1） ～良好な大気環境を確保するために～

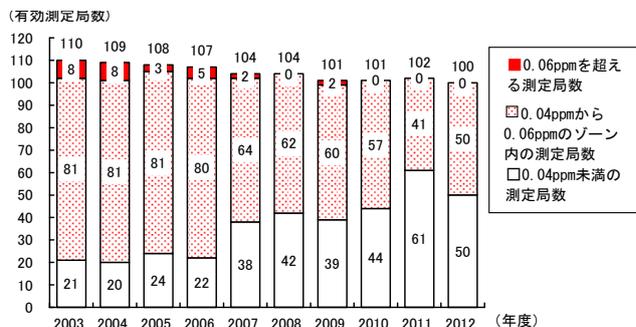
《2020年度の目標》

大気環境をさらに改善する。

- ・ 二酸化窒素の日平均値 0.06ppm 以下を確実に達成するとともに、0.04ppm 以上の地域を改善する。
- ・ 微小粒子状物質（PM2.5）の環境保全目標を達成する。
- ・ 光化学オキシダント濃度 0.12ppm（注意報発令レベル）未満を目指す。

《目標に対する現状》

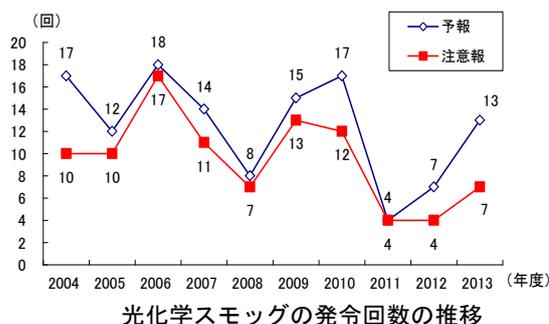
- 二酸化窒素は、改善傾向にあり、環境保全目標（1時間値の1日平均値が 0.04～0.06ppm のゾーン内、またはそれ以下）の上限値 0.06ppm を概ね下回るレベルに達し、5割の地域が 0.04～0.06ppm のゾーン内となっています。



二酸化窒素の環境保全目標達成局数の推移

- PM2.5 は、2011 年度から自動測定機を順次整備し、常時監視をしています。2012 年度は、33 局で測定を行い、1 局で環境保全目標を達成しました。
※環境基準は 2009 年 9 月に「1年平均値 $15 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下、かつ、1日平均値が $35 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下」に定められました。

- 光化学スモッグ注意報の発令回数は、年度による変動が大きく、増減を繰り返しています。全国的にはこれまで発令のなかった地域で初めて発令されるなど、広域移流の影響も指摘されています。



光化学スモッグとは

光化学オキシダントの濃度が高くなったとき、気象条件により白くモヤがかかったようになる現象のこと。人体への影響としては、目やのどへの刺激を中心とする被害が報告されています。

PM2.5 とは

大気中に浮遊する粒子状物質のうち、粒径 2.5 マイクロメートル以下の微小な粒子のことをいいます。肺の奥深くまで入り込みやすく、長期的に一定濃度以上吸入すると、呼吸器疾患、循環器疾患等の影響が懸念されるため、環境基準が設定されています。

● 施策の方向

自動車排出ガス対策や工場等の固定発生源対策を推進します。

- 自動車から排出される窒素酸化物 (NOx) と粒子状物質 (PM) の削減対策の推進
- PM2.5 の現状把握と対策の検討・実施
- 揮発性有機化合物 (VOC) の排出削減
- 建築物の解体工事に伴うアスベストの飛散防止対策の徹底

2014年度の主な施策・事業と取組指標

自動車から排出される窒素酸化物(NOx)と粒子状物質(PM)の削減対策の推進

■自動車NOx・PM総量削減計画の推進（計画の進行管理）

[12,383 千円]

（目的）

窒素酸化物（NOx）及び粒子状物質（PM）の削減のため、平成25年6月に策定した自動車NOx・PM総量削減計画〔第3次〕に基づき、各種自動車環境施策を関係機関が連携・協力して推進するとともに、府が適切に計画の進行管理を行い、二酸化窒素（NO₂）及び浮遊粒子状物質（SPM）に係る環境基準の継続的・安定的な達成を図ること。

（内容）

関係機関（関係市町、道路管理者等）と連携し、自動車走行量の抑制、交通流の円滑化等の諸施策を総合的に推進します。また、「大阪エコカー協働普及サポートネット」において環境性能の優れた自動車（エコカー）の普及を促進します。

あわせて、道路交通センサスや自動車輸送統計調査などを基に、自動車からのNOx・PMの排出量を推計し把握します。

<2014年度の取組指標>

- ・NO₂、SPMに係る環境基準の全局達成
- ・2013年度のNOx・PMの排出量の把握



自動車NOx・PM総量削減計画策定協議会幹事会の開催

【環境管理室 06-6210-9586】

■流入車対策の推進

[39,562 千円]

（目的）

府内の対策地域内への非適合車の流入を規制することにより、NOx・PMの排出量を削減し、大気環境基準の継続的・安定的な達成を図ること。

（内容）

NO₂・SPMに係る環境基準の継続的・安定的な達成を図るため、大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づき、府内37市町の対策地域を発着地として運行を行う者は、自動車NOx・PM法で定める排ガス基準を満たすトラック・バス等の車種規制適合車等を使用しなければならないとする流入車規制を推進します。新規登録自動車等を対象に適合車等への表示が必要なステッカーを交付するとともに、規制の実効性を確保するため、立入検査・指導を実施します。

度重なる改善指導に従わず、車種規制適合車等の使用義務に違反する事業者に対し、条例に基づき使用命令を発令し、氏名等を公表します。



流入車規制の立入検査



適合車ステッカー

<2014年度の取組指標>

立入検査での検査台数 5,000 台

（バス駐車場、卸売市場、トラックターミナル、建設工事現場等で実施）

【参考】ステッカー118万枚交付（2013年11月末現在の累計）、

立入検査台数：4,253台（2013年4月～11月）

使用命令及びその公表22件（2013年12月末現在）

【環境管理室 06-6210-9587】

PM2.5の現状把握と対策の検討・実施

■微小粒子状物質（PM2.5）の現状把握と対策の検討

[27,045 千円]

（目的）

PM2.5について効果的な対策を行うため、監視測定を整備を着実に進め、監視結果を府民に分かりやすく提供するとともに、府民の安全・安心を確保するため、PM2.5の情報や注意喚起を的確に発信する。

また、PM2.5の成分分析結果等を用いた解析を行い、発生源寄与割合の推計等についての知見を集積する。

（内容）

環境大気中の微小粒子状物質（PM2.5）について、自動測定機による連続測定を着実にを行い、結果をホームページで分かりやすく提供するとともに、季節ごとに成分分析を行うことにより、府内におけるPM2.5の構成成分の実態及び季節変化を把握します。

また、PM2.5濃度が高くなると予測される場合、注意喚起の情報を防災情報メール等により速やかに発信します。

さらに、粒子状物質全体の削減対策を着実に進めつつ、測定結果や発生源対策に係る国の調査・検討状況を踏まえ、地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所と連携して、PM2.5の各発生源からの寄与の解析や東アジア規模の広域移流の状況について調査研究を行います。

<2014年度の取組指標>

環境大気中の微小粒子状物質の状況把握

（府管理 一般局：19局、自排局：6局、

うち成分分析地点：3地点）



PM2.5自動測定機



粒子の大きさ比較

【環境管理室 06-6972-7632】

（成分分析実施：地方独立行政法人

大阪府立環境農林水産総合研究所）

工場・事業場から排出される大気汚染物質の削減

■大気汚染防止の事業所規制

[1,836 千円]

（目的）

大気環境基準を達成するため、大気汚染防止法、ダイオキシン類対策特別措置法及び大阪府生活環境保全等に関する条例に基づき工場・事業場（以下「工場等」という。）に対して大気汚染物質の排出規制を行うこと。

（内容）

法・条例に基づく特定施設・届出施設等の設置は事前に届出させ、ばい煙（NO_x、SO_x、ばいじん等）、揮発性有機化合物、一般粉じん、ダイオキシン類等が排出基準、設備構造基準に適合しているかを審査し、必要に応じ指導を行います。

工場等に対する立入検査は、法・条例による規制の実効性を確認するため、届出された施設、処理施設、使用燃料等の検査を行なうとともに、事業者の自主測定結果や点検結果等を報告させることにより適正な指導を行います。

また、規制基準の適合状況を確認するため、排ガスや燃料等の行政測定を実施します。

<2014年度の取組指標>

- ・法、条例対象施設に対して、規制基準に適合しているか確認するとともに、違反している場合は速やかに改善するよう指導の徹底
- ・大阪府所管対象およそ 1,400 事業所に年 1 回以上の立入検査を実施

【参考】2012年度の立入検査 1,007件



検査のために処理施設から排ガス採取

【環境管理室 06-6210-9581】

揮発性有機化合物（VOC）の排出削減

■光化学オキシダント・VOC対策の推進

[469 千円]

（目的）

府民の健康を守るため、光化学スモッグの原因物質の一つであるVOC（揮発性有機化合物）の排出量を削減すること。

（内容）

光化学スモッグの原因物質の一つであるVOCの排出量を、法・条例による排出規制を着実に実施するとともに、化学物質管理制度に基づく自主的取組み等を促進することにより削減します。

また、光化学スモッグ発令時に被害未然防止のため府民への周知を行い、緊急時対象工場へのNO_xやVOCの削減要請を行います。

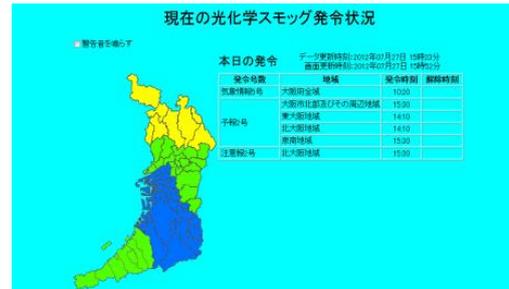
<2014年度の取組指標>

VOCの排出抑制

【参考】VOC届出排出量

10,700t/年（2010年度）

10,300t/年（2011年度）



光化学スモッグ発令画面

【環境管理室 06-6210-9577】

建築物の解体工事に伴うアスベストの飛散防止対策の徹底

■府有施設吹付アスベスト対策事業

[57,514 千円]

（目的）

府有施設において使用されているアスベストによる健康被害を防ぐこと。

（内容）

アスベストによる健康被害を防ぐため、府有施設において使用されている吹付けアスベストの除去対策工事を実施するとともに、空気環境測定等の定期点検を実施します。



アスベスト除去工事（イメージ）

<2014年度の取組指標>

- ・アスベスト除去対策工事を5施設にて実施
- ・空気環境測定を354箇所実施

【公共建築室 06-6210-9788】

■アスベスト飛散防止対策等の推進及び石綿健康被害救済促進事業

[49,235 千円]

(目的)

府民の健康を守るため、大気汚染防止法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく立入検査、石綿濃度測定等を行い、建築物等の解体・改造・補修に係るアスベスト飛散防止の徹底を図ること。

また、アスベストが原因で中皮腫や肺がん等の疾病に罹患した被害者の救済のための基金への拠出を行うこと。

(内容)

アスベストの飛散防止対策を強化するため、建設リサイクル法の届出情報を活用し、事前調査の内容確認や届出対象規模未満の解体現場等への立入検査を実施します。また、解体現場等でアスベストの敷地境界濃度を迅速に把握するため簡易測定を行いアスベスト飛散防止の徹底を図ります。

特に6月と12月を「アスベスト飛散防止推進月間」と位置づけ、解体現場パトロールを実施するとともに、6月には、関係団体の参画による会議や府民・事業者を対象とした飛散防止対策セミナーを実施します。また、改正法で一定の届出義務を負うこととなった発注者に対し、関係団体・市と連携し、セミナー等を集中開催し徹底した周知を行う等、重点的な取組みを行います。

アスベスト健康被害者の救済のため、2006年2月に制定された「石綿による健康被害の救済に関する法律」に基づき、(独)環境再生保全機構に創設された石綿健康被害救済基金に対し、国・他都道府県・事業者とともに拠出します。

<2014年度の取組指標>

- ・届出対象解体現場等へ全数立入検査
- ・条例届出対象規模未満の工場・倉庫等の解体現場等へ立入検査
- ・短期間の工事における迅速な測定
- ・アスベスト健康被害者の救済のための石綿健康被害救済基金に対して拠出
- ・法、条例改正に伴うセミナー等の開催

【参考】届出 105 件

立入検査等 402 件 (2012 年度)



アスベスト含有建材採取

【環境管理室 06-6210-9581】

[]内の数字は平成26年2月議会提出の平成26(2014)年度当初予算案の予算額

II-4 健康で安心して暮らせる社会の構築（2）

～良好な水環境を確保するために～

《2020年度の目標》

- 人と水がふれあえ、水道水源となりうる水質を目指し、水環境をさらに改善する。
 - ・ BOD（生物化学的酸素要求量）3mg/L 以下（環境保全目標の B 類型）を満たす河川の割合を 8 割にする。
- 多様な生物が棲む、豊かな大阪湾にする。
 - ・ 底層 DO（溶存酸素量）5mg/L 以上（湾奥部は 3mg/L 以上）を達成する。
 - ・ 藻場を造成する。（藻場面積 400ha を目指す）

《目標に対する現状》

- 河川の水質は、工場・事業場の排水処理対策や下水道の整備等によって全体的に改善傾向がみられます（BOD3mg/L 以下を約 7 割の水域で達成）。

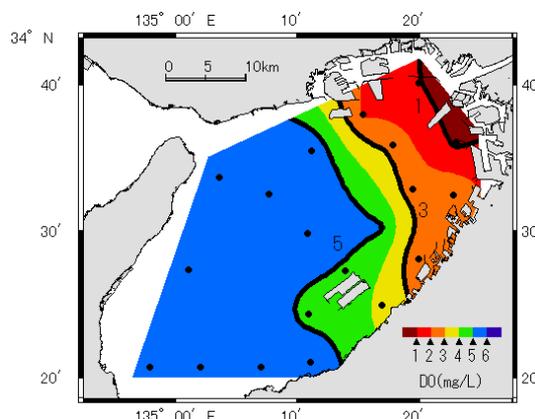


府内河川における BOD の環境保全目標達成状況及び BOD3mg/L 以下の水域の割合の推移

- 大阪府の海岸は、埋立てや海岸整備等により自然海岸が全体の 1% しかなく、魚介類の産卵・育成に不可欠な藻場、干潟及び海底の砂地が大きく減少しており、自然の浄化機能や、府民が海とふれあう機会が低下しています。

	1978 年度	1989 年度	2012 年度
藻場面積 (ha)	451	287	362

- 夏季に湾奥部や埋立てのための海底土砂採取等で生じた窪地で発生する貧酸素水塊や青潮が水生生物に影響を与えています。



夏季底層 DO の分布図
(2010～2012 年度平均)

貧酸素水塊とは
水に溶けている酸素の量が極めて少ない水塊のこと。

● 施策の方向

流域の特性に応じた水質、水量、水生生物、水辺等を総合的に捉えて対策を推進します。

- 生活排水の 100% 適正処理を目指した生活排水処理対策の促進や総量規制等の工場・事業場排水対策の推進
- 健全な水循環の保全・再生
- 大阪湾の環境改善対策の推進

2014年度の主な施策・事業と取組指標

生活排水の100%適正処理を目指した生活排水処理対策の促進や総量規制等の工場・事業場排水対策の推進

■水質汚濁防止の事業所規制

[6, 273 千円]

(目的)

河川や大阪湾における良好な水環境の確保と有害物質による地下水汚染の防止を図ること。

(内容)

水質汚濁防止法、瀬戸内海環境保全特別措置法、ダイオキシン類対策特別措置法及び大阪府生活環境保全等に関する条例に基づき、事業所に対して、水質汚濁物質等の排出規制及び有害物質の地下浸透規制を行います。

法・条例の規制対象となる事業所からの施設の設置・変更の届出について、BOD(水質汚濁の代表的な指標)、有害物質の排水基準や施設等の構造基準に適合するよう審査・指導を行います。

また、規制の実効性を確保するため、届出施設等について立入・採水検査を実施し、排水基準や施設等の構造基準の遵守指導を行います。



事業所排水の採水検査

<2014年度取組指標>

- ・排水基準が適用される事業所全てに、立入・採水を実施
- ・総量規制基準が適用される事業所のうち排水量が多い18事業所に、24時間採水検査を実施
- ・施設等の構造基準が適用される事業所全てに、立入検査を実施

【参考】工場・事業所立入件数：834件、試料採取・分析件数：430件(2012年度)
うち57件について改善を指導

【環境管理室 06-6210-9585】

■総量削減計画の進行管理

[2, 219 千円]

(目的)

府内から発生し大阪湾に流入する化学的酸素要求量(COD)、窒素(T-N)、りん(T-P)の量を削減し、閉鎖性水域である大阪湾の水質改善を図ること。

(内容)

COD、T-N、T-Pに係る第7次総量削減計画の進行管理を行うため、関係機関等から入手した各種データの整理を行うことにより、発生負荷量を把握します。

また、総量規制基準を設定する際に必要となる規制対象事業場の工程排水の実態等について、調査の実施や関係情報の収集・整理を行います。



事業場排水の実態調査

<2014年度取組指標>

2013年度の発生負荷量を把握する。

【参考】COD、T-N、T-Pの発生負荷量

2011年度 COD 65t/日、T-N 62t/日、T-P 3.8t/日

【環境管理室 06-6210-9577】

■生活排水対策事業

[288 千円]

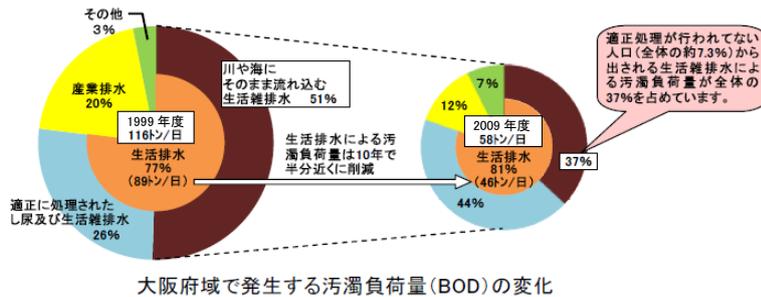
(目的)

河川等の良好な水環境を確保するため、生活排水の負荷量の削減を図ること。

(内容)

河川等の汚濁の原因の8割を占める生活排水の負荷量を削減するため、「市町村生活排水処理計画」の見直し等の際に市町村に対し技術的支援を行い、市町村における下水道や合併処理浄化槽等の生活排水処理施設の効率的・効果的な整備を促進します。

また、「大阪府生活排水対策推進月間」(2月)を中心にイベントや街頭啓発を通じて、家庭でできる生活排水対策の実践の浸透を図ります。



イベントでの生活排水対策の啓発

<2014年度の取組指標>

- ・生活排水処理率の向上
- ・イベントへの出展や街頭啓発の実施 7回

【参考】生活排水処理率 94.1% (2012年度末)

【環境管理室 06-6210-9585】

■浄化槽整備事業の推進

[24,174 千円]

(目的)

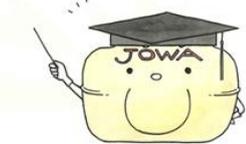
生活排水対策やトイレの水洗化による生活環境の改善のために、合併処理浄化槽の整備を推進すること。

(内容)

個人が浄化槽を設置する際の費用の一部を助成する「浄化槽設置整備事業(個人設置型)」及び市町村が主体となって各戸に浄化槽を整備し、住民から使用料を徴収して管理運営する「浄化槽市町村整備推進事業(市町村設置型)」を実施する市町村に対して、引き続き府費補助金を交付するなど、より一層の浄化槽整備を図ります。

<2014年度の取組指標>

- ・浄化槽設置整備事業(個人設置型) 11市町村
- ・浄化槽市町村整備推進事業(市町村設置型) 5市



大阪府浄化槽マスコットキャラクター ジョワ

【環境衛生課 06-6944-9181】

健全な水循環の保全・再生

■流域下水道事業の推進

[35,836,397 千円]

(目的)

流域下水道の整備を進めることにより、公共用水域の水質改善を促進し、BOD の環境保全目標の達成率の向上及び閉鎖性水域の富栄養化の軽減を図ること。

(内容)

大阪湾や河川等の公共用水域の水質改善のため、流域下水道の幹線管渠、ポンプ場、水みらいセンター（下水処理場）の整備を推進します。

また、水みらいセンターにおいては、富栄養化の原因である窒素・リン等を除去する高度な水処理施設の整備を推進し、水みらいセンターとポンプ場においては、合流式下水道の改善を推進します。

<2014 年度の実績指標>

下水道普及率の向上

【参考】下水道普及率 95.0%（2012 年度末現在）



水みらいセンター

【下水道室 06-6944-6794】

大阪湾の環境改善対策の推進

■大阪湾の再生に係る関係機関との連携

[1,480 千円]

(目的)

大阪湾流域の自治体等の関係機関と連携し、大阪湾の水質改善・汚濁防止を図ることにより大阪湾の再生を目指すこと。

(内容)

大阪湾沿岸 23 自治体で構成する「大阪湾環境保全協議会」において、大阪湾の環境保全を啓発します。

また、府は、大阪湾再生推進会議（事務局：近畿地方整備局、国・府県・市等で構成）において策定される新しい「大阪湾再生行動計画」に基づき、総量規制や生活排水対策、水質一斉調査などを通じ、関係機関と連携しながら大阪湾の水質改善を推進します。

[大阪湾再生行動計画の主な施策]

- 陸域負荷削減（総量規制、生活排水対策）
- 海域環境改善（藻場造成、くぼ地修復）
- モニタリング（水質常時監視、大阪湾水質一斉調査、生き物一斉調査）

<2014 年度の実績指標>

- ・モニタリングによる大阪湾の水質の状況把握
- ・大阪湾フォーラムの開催、フィッシングショー等のイベントへの出展（7 回）

【参考】2013 年度のイベントへの出展回数 6 回



「フィッシングショー OSAKA 2013」の様子

【環境管理室 06-6210-9577】

■魚庭（なにわ）の海づくり大会

[- 千円]

(目的)

大阪湾の漁業、環境への理解を深めてもらい、「美しく豊かな大阪湾を府民一人一人の手で取り戻す」ことを、幅広い地域住民にアピールすること。

(内容)

水産業に関する啓発イベントを開催し府民に参加していただくことで、美しく豊かな大阪湾を目指します。また、大阪湾で漁獲された水産物を提供し、「大阪産（もん）」の美味しさを実感してもらい、地産地消を推進します。

<2014 年度の実績指標>

来場者数を 10,000 人以上にすること



イベントでのタッチングゲームの様子

【水産課 06-6210-9612】

■漁場整備事業

[39,500 千円※]

(目的)

藻場の造成と稚魚の餌を供給する餌料培養礁を設置し、水産資源の維持増大と海域環境の回復を図ること。

(内容)

りんくうタウンの泉南市岡田浦・樽井地先海面において、既存増殖場（藻場及び稚魚等の隠れ場、育成場）の岸側に隣接して餌料培養礁 44 基の設置を行います。また、造成済みの既存施設（泉佐野・田尻工区）で、海藻、魚介類、餌料生物等を調査して、増殖場の効果を把握します。



餌場集まる魚類



藻場

<2014 年度の実績指標>

餌料培養礁を設置し、1.0ha の漁場整備を実施。

効果調査を年 4 回（四季調査）実施

【水産課 06-6210-9612】

■大阪湾漁場環境整備事業

[94,900 千円※]

(目的)

栄養塩が滞留している北・中部海域に攪拌ブロック等を設置し、底層から表層にかけて混合流や上昇流を発生させ、湾内の水質改善を行うとともに栄養塩を緩やかに南下させること。

(内容)

岸和田市沖の一般海域に潮流攪拌機能を持つブロックを設置し、海水中への栄養塩の供給や底質への酸素の供給など、魚介類の生育環境の向上を図ります。



攪拌ブロック等姿図

<2014 年度の実績指標>

攪拌ブロックを岸和田市沖に設置し、2ha の漁場環境整備を実施。

【水産課 06-6210-9612】

■海底耕耘事業

[- 千円]

(目的)

海底を耕耘することで底質を改善し、漁獲量を回復すること。

(内容)

泥・ヘドロが堆積している海底を耕耘することにより、酸素を供給し、微生物による有機物の分解を促進して、海底環境の改善・回復を図ります。大阪府漁業協同組合連合会が主体となり、大阪府が調整しながら事業を行います。



底びき漁船による
海底耕耘風景



作業船と海底耕耘

<2014 年度 of 取組指標>

年間作業船 100 隻実施

【水産課 06-6210-9612】

[]内の数字は平成 26 年 2 月議会提出の平成 26 (2014) 年度当初予算案の予算額

ただし※印にあっては平成 25 (2013) 年度補正予算 (経済対策) の繰越額

Ⅱ－４ 健康で安心して暮らせる社会の構築（３）

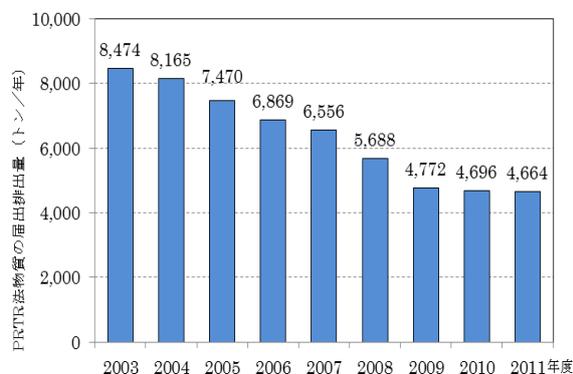
～ 化学物質のリスク管理を推進するために ～

《２０２０年度の目標》

環境リスクの高い化学物質の排出量を 2010 年度より削減する。

《目標に対する現状》

- 府内における PRTR 法対象物質の届出排出量は、着実に減少しています。



府内における PRTR 法対象物質の届出排出量の経年変化

※届出排出量の数値は、最新の届出内容に基づき過去に遡って修正しています。

- 府内における PRTR 法対象物質の排出量は、全国第 7 位と大きな割合を占めています。（可住地面積当たり排出量では全国第 2 位）

都道府県	届出排出量	届出外排出量			排出量合計
		事業者	家庭	移動体	
1 愛知県	12,494	7,113	3,343	3,200	26,150
2 東京都	2,129	12,226	2,173	3,512	20,040
3 埼玉県	8,459	4,695	2,668	2,950	18,771
4 神奈川県	7,464	5,832	1,839	2,900	18,035
5 千葉県	6,829	5,309	2,677	2,859	17,674
6 静岡県	9,274	3,513	2,156	2,244	17,187
7 大阪府	4,664	6,908	2,268	2,673	16,514
8 茨城県	7,618	4,976	1,690	2,199	16,483
9 広島県	10,286	2,853	1,401	1,706	16,245
10 兵庫県	8,416	3,782	1,533	2,266	16,017
その他	96,211	75,046	31,716	42,459	245,432
合計	173,843	132,254	53,485	68,967	428,549

（環境省調べ）

都道府県別の PRTR 法対象物質の排出量（2011 年度）

PRTR 法とは

人の健康や生態系に有害なおそれのある化学物質の環境中への排出量等を把握、集計、公表する仕組み。現在 462 物質がこの法律の届出対象として指定されています。

● 施策の方向

環境リスクの高い化学物質の排出削減や人等への悪影響が懸念される化学物質に対する予防的取組みを推進するとともに、府民・事業者・行政等様々な主体の環境リスクについての理解促進を図ります。

- 環境リスクの高い化学物質の排出削減
- 化学物質に関するリスクコミュニケーションの推進
- 残留性有機汚染物質や汚染土壌等の適正管理・処理

2014 年度の主な施策・事業と取組指標

環境リスクの高い化学物質の排出削減・化学物質に関するリスクコミュニケーションの推進

■環境リスクの高い化学物質の排出削減とリスクコミュニケーションの推進

[399 千円]

(目的)

化学物質に係る環境リスクを低減すること。

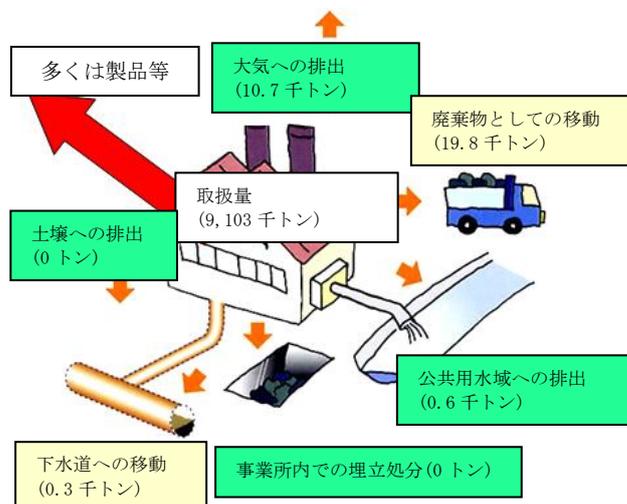
(内容)

環境リスクの高い化学物質の排出削減を図るため、PRTR法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づき、化学物質の排出量等の届出の受理、データの集計・公表を行うとともに、事業者に対する指導・助言を行います。

また、PRTR法及び条例の施策効果をみるために有害大気モニタリング等の測定データを活用する検討を進めていきます。

また、府条例の化学物質適正管理指針を改正し、事業者が導入・強化すべき大規模災害に備えた環境リスクの低減対策を追加したことを踏まえ、指針の解説・マニュアルの提供や事業所を対象とした説明会の開催を通じて、制度の周知を図るとともに、個々の事業者に対する指導、助言を行い、大規模災害に備えた事業者による化学物質の自主的管理の強化を推進していきます。

さらに、化学物質の排出削減やリスクコミュニケーションの重要性について、府民・事業者等の理解を深めるため、化学物質対策に関するセミナーを開催し、府民・事業者・行政の対話の推進に努めます。



2011年度の府域における化学物質の届出排出量・移動量・取扱量



化学物質対策セミナー

<2014年度の取組指標>

環境リスクの高い化学物質の排出を削減する。

【参考】PRTR法に基づく届出件数 1,670件 (2012年度)

条例に基づく届出件数 1,365件 (2012年度)

環境リスクの高い化学物質の排出量 11,300トン (PRTR法対象物質 4,664トンを含む) (2011年度実績)

化学物質対策セミナー 1回開催 (2012年度)

【環境管理室 06-6210-9578】

(有害大気モニタリング等の測定データを活用する検討の実施

: 地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所)

■大阪エコ農業の推進

[25, 223 千円]

(目的)

農業の環境への負荷軽減を進め、環境保全と生産性との調和など農業経営面の採算性に留意した大阪エコ農業を推進すること。

(内容)

近年、農業による環境負荷の軽減が課題となっており、特に、化学合成された農薬及び肥料の使用量の低減に取り組む生産者支援のため、農薬の使用回数と化学肥料の使用量を慣行栽培の半以下にして栽培した農産物を「大阪エコ農産物」として認証する制度を推進しています。

また、このような栽培をした上で、さらに環境に貢献する取組みをする農業生産活動に対して交付金を直接支払うことで、環境に配慮した「大阪エコ農業」を促進します。

さらに、「大阪エコ農業」を推進する上で必要となる、病害虫の発生及び制御に関する研究等を行います。

(環境に貢献する取組みの例)

- ・カバークロープの作付け（水稻を栽培する前の水田にレンゲを栽培し土を豊かにする）
- ・有機農業（生物農薬の使用等、化学合成農薬や化学肥料を全く使わない栽培を行う）



大阪エコ農産物認証マーク



生物農薬（チリカブリダニ）放飼の様子

<2014 年度 of 取組指標>

大阪エコ農産物栽培面積 10ha 増加

【農政室 06-6210-9590】

(一部実施：地方独立行政法人

大阪府立環境農林水産総合研究所)

■土壌・地下水汚染対策の推進

[911 千円]

(目的)

土壌汚染の早期発見、汚染土壌の適正な管理・処理による周辺住民の健康影響の防止、事業場における土壌汚染の未然防止及び地下水汚染対策を推進すること。

(内容)

土壌汚染による府民の健康影響の防止を図るため、土壌汚染対策法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づき、引き続き土地の所有者等が行う土壌汚染の状況調査や汚染の除去等の措置について指導を行います。

また、有害物質を使用している事業場における土壌汚染の未然防止のための漏えい防止対策や、事業者による地下水汚染対策が適切に推進されるよう指導を行います。

<2014 年度の実績指標>

土壌汚染状況調査、汚染の除去等の措置、地下水汚染対策等の指導

【参考】形質変更届出件数：55 件（2012 年度）

調査結果報告件数（法・条例・自主）：17 件（2012 年度）



汚染土壌掘削工事の
現地確認状況

【環境管理室 06-6210-9579】

[]内の数字は平成 26 年 2 月議会提出の平成 26（2014）年度当初予算案の予算額

Ⅲ 魅力と活力ある快適な地域づくりの推進

大阪は、その魅力と活力に惹かれ多くの人々が暮らし、働き、訪れる地域ですが、一方で、ヒートアイランド現象やいまだ多数の苦情がよせられる騒音・振動等の都市部特有の問題、「みどりが少ない」、「雑然としている」等のマイナスイメージもあります。

今後、日本全体の人口が減少していくなかで、引き続き都市の活力を維持していくためには、快適な生活環境が確保された「暮らしやすい」、「働きやすい」、「訪れたい」都市を目指し、大阪の特徴を活かした質の高い都市環境を創造し、魅力と活力を高めていく必要があります。

～「暮らしやすい」、「働きやすい」、「訪れたい」都市を目指して～

緑と水辺の保全と創造

■みどり*の風を感じる大阪

※みどり：周辺山系の森林、都市の樹林・樹木・草花、公園、農地に加え、これらと一体となった水辺・オープンスペース等



資料：みどりの大阪推進計画

魅力ある景観、歴史的・文化的環境の形成

■魅力ある景観の形成

■歴史的・文化的環境の形成



千早赤阪村下赤阪の棚田の風景



富田林市寺内町の町並



百舌鳥・古市古墳群

快適で安らぎのある都市環境の形成

■騒音・振動の防止

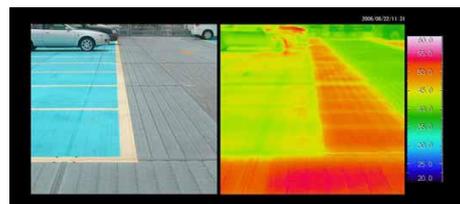
■ヒートアイランド現象の緩和



屋上緑化



駐車場の芝生化



太陽熱の高反射舗装

2014年度の主な施策・事業と取組指標

■騒音・振動の防止

[14,815 千円]

(目的)

工場・事業場、建設作業及び道路等からの騒音・振動を防止し、生活環境の保全を図ること。

(内容)

幹線道路沿道における騒音に係る環境基準の達成状況や大阪国際空港及び関西国際空港の周辺地域における航空機騒音に係る環境基準の達成状況を把握し、関係機関と連携して低騒音舗装等の騒音対策の推進を図ります。

また、工場及び建設作業等の騒音・振動の規制権限を有する市町村において規制・指導の徹底が図られるよう、必要な技術的支援を行います。



道路交通騒音の測定

<2014年度取組指標>

- ・ 道路交通騒音調査 10 町村域について実施
- ・ 航空機騒音調査（常時及び随時） 7箇所を実施
- ・ 市町村研修会 年間 2 回開催

【参考】 道路交通騒音に係る環境基準の達成率：93.6%（2012年度速報値）

【環境管理室 06-6210-9588】

■沿道環境改善事業

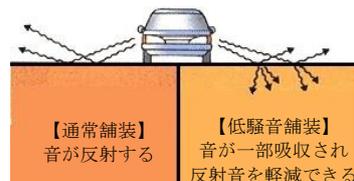
[154,200 千円]

(目的)

府が管理する道路において、騒音対策として低騒音舗装（排水性舗装）を実施し、沿道の環境改善を図る。

(内容)

環境基準の達成状況が悪い区間（騒音対策区間）において、路面の損傷状況に応じた補修を行う際に、低騒音舗装（排水性舗装）を実施することにより、騒音の低減を図り沿道環境を改善します。



低騒音舗装による騒音対策

<2014年度取組指標>

【参考】 排水性舗装の施工実績 10.9 万㎡（2012年度）

【交通道路室 06-6944-9291】

■「みどりの風を感じる大都市・大阪」の推進

[20,000 千円]

(目的)

「みどりの風を感じる大都市・大阪」実現に向け、府民が実感できるみどりの軸線の拡大を図るとともに、ヒートアイランド現象の緩和や、官民一体となったみどりづくりの取組みを推進すること。

(内容)

- ・府内に設定した路線延長約 200km の「みどりの風促進区域」において、
 - ①民間寄付等、企業とのタイアップによる沿線民有地の緑化促進
 - ②民有地の都市計画手法（容積率、建ぺい率の緩和等）等による緑化誘導
 - ③既存の河川道路緑化事業による公共緑化により、緑化を促進します。
- ・みどりの風促進区域の沿線民有地において、企業・府民が主体となり連続した緑化による街並み形成を進める「企業・住民とつくるグリーンストリート支援事業」を行います。



民有地沿道部と街路樹を一体的に整備

<2014 年度の取組指標>

みどりの風促進区域での緑化推進

(樹木による緑化、プランター緑化等)

【環境農林水産総務課 06-6210-9543】

【総合計画課 06-6944-9274】

【公園課 06-6944-7594】

■府道緑化事業

[846,199 千円]

(目的)

都市の景観形成や環境改善等多様な役割を果たす街路樹を、良好な状態に維持管理を行い、良好な道路環境整備を推進すること。

(内容)

劣化による倒木や、道路構造との不適合により根上がり等を引き起こす可能性のある街路樹について都市基盤整備中期計画に基づき、路線の重要度、樹木の健全度、道路構造との不適合等から優先順位を設定し、樹木更新を実施します。また、火災の際の近隣への延焼防止機能を期待した街路樹の再整備を行い、良好な道路環境の創出に努めます。



樹木更新を行った後の街路樹整備状況(2011 年度 府道豊中摂津線)

<2014 年度の取組指標>

街路樹の更新・補植 高木：681 本 低木：9833 本

【公園課 06-6944-7594】

■まちの緑視率の公表

[- 千円]

(目的)

大阪のみどりの状況を府民にわかりやすく知らせるとともに、実感できるみどりを増やす行動へとつなげるため、「まちの緑視率」を調査公表する。

(内容)

みどりの風促進区域内 12 路線にある 55 か所および通天閣や梅田スカイビルなどのタワーや高層ビル計 9 か所の合計 64 か所からまちのみどりを撮影、平成 25 年度に府が策定した「緑視率ガイドライン」により緑視率を調査します。毎年 8 月「みどりと風の月間」に合わせての公表を予定しています。



37.5%



<2014 年度の取組指標>

まちの緑視率調査、公表 (8 月予定)

【環境農林水産総務課 06-6210-9543】

■ヒートアイランド対策手法検討事業【新規】

[3,500 千円]

(目的)

ヒートアイランド現象の緩和を目ざし、ヒートアイランド対策の推進を図ること。

(内容)

深刻さを増す暑熱環境の悪化による人への熱ストレスを軽減するため、緑化等の府内のヒートアイランド対策手法の検討を行います。



緑化効果の検証

<2014 年度の取組指標>

- ・緑化効果の数値評価
- ・暑熱環境の改善に適した街路空間の提案

【みどり・都市環境室 06-6210-9553】

■一園一室木のぬくもり推進モデル事業

[2,495千円]

(目的)

保育園や幼稚園等の床や壁といった内装の木質化を促進することで、子どもたちの健やかな成長を育むとともに、木材利用の拡大により良好な環境の保全に資すること。

(内容)

内装の木質化を実施し、その効果等を広くPRしていただける認可保育所(認定こども園を含む)に対して補助を行います。子どもの育成環境の向上を図り、森林の大切さや木材に対する理解を深めてもらうとともに、木材利用の拡大により森林の手入れが進むという流れが形成されることで、良好な環境の保全につながります。



保育所の内装木質化

<2014年度の取組指標>

一園一室木質化運動の推進 保育園3園

【みどり・都市環境室 06-6210-9556】

■泉佐野丘陵緑地整備事業

[315,053千円]

(目的)

緑豊かで良好な住環境を備えた都市を創造するため、多様な主体の参画による公園や緑地の保全・育成・創出を図ること。

(内容)

「府民と育てる緑地づくり」を行うにあたり、大阪府が整備すべき最低限の基盤施設としての整備工事を行います。



(仮称)泉佐野丘陵緑地
(整備中)

<2014年度の取組指標>

園路整備・管理柵設置工事 等

【公園課 06-6944-6795】

■生駒山系花屏風構想の推進

[526千円]

(目的)

府民と協働で花木や紅葉の美しい樹木等を植えることにより、生駒山系を府民に愛される自然資源として整備し、府民の森林への関心を高め、また、放置森林への理解を深めること。

(内容)

大阪の市街地から見渡せる生駒山系を花屏風に見立て、府民と協働で花木や紅葉の美しい郷土種の樹木等を植えることにより、府民に愛される自然資源として整備します。



生駒山系花屏風

<2014年度の取組指標>

目標植栽本数 500本

【みどり・都市環境室 06-6210-9555】

■公立小学校の芝生化の推進

[15,935 千円]

(目的)

府民がみどりを実感できる緑化、府民活動による緑化を推進するため、校庭芝生が永続的に維持管理され、地域活性化につながるよう、芝生の維持管理を行う人材を育成し、芝生化が普及・定着すること。

(内容)

芝生化実施校において、芝生の維持管理を担う地域団体に、管理方法や組織づくりに関する知識を身につけていただくため「おおさか芝生教室」を開催します。



おおさか芝生教室の様子

<2014 年度 of 取組指標>

「おおさか芝生教室」を 35 回開催

【みどり・都市環境室 06-6210-9558】

■オアシス構想の推進

[- 千円]

(目的)

ため池・水路を核とした水辺環境の保全・創造と地域づくりを推進すること。

(内容)

オアシス構想の新たな取組方向の将来像である「大阪の農業・農空間を守り、育てるオアシス」をめざすため、府民とともに、ため池・水路をはじめとする農空間を保全・活用する地域づくりに取り組みます。

地域のコミュニティ（水利組合、自治会、ボランティア等）とともに、府民の自主的な参画のもとで環境保全活動を行うなど、地域に親しまれるため池・水路環境づくりを進めます。



保育園児による北大冠水路
ビオトープでの生き物観察

<2014 年度 of 取組指標>

地域との協働による水辺の清掃活動や、水生生物の観察会等の環境学習活動の支援

【農政室 06-6210-9591】

[]内の数字は平成 26 年 2 月議会提出の平成 26（2014）年度当初予算案の予算額

IV その他（横断的施策・事業）

2014年度の主な施策・事業と取組指標

■環境影響評価制度

[904 千円]

（目的）

環境影響評価法及び大阪府環境影響評価条例に基づき環境アセスメント業務を行うこと。

（内容）

環境影響評価法及び大阪府環境影響評価条例に基づき事業者が事業の前に実施した環境影響評価及び事後調査の審査を行うとともに、縦覧等の手続きを行います。



事業計画予定地現地調査

<2014年度の取組指標>

環境配慮の事前検討やわかりやすいアセスメント図書の作成等に対する事業者への適切な指導

【参考】2012年度に指導を行ったアセスメント図書 4件

【環境管理室 06- 6210-9580】

■市町村への権限移譲

[- 千円]

（目的）

府民に身近な自治体である市町村が、地域の実情に応じて、自らの責任と判断のもと、環境対策を実施できるよう、大阪発地方分権改革ビジョン（2009年3月）に基づき、府が有する環境分野の規制権限の市町村への移譲を進めること。

（内容）

府から移譲した権限を各市町村が適切かつ円滑に行使できるよう、府は、ヒアリング等により各市町村の要望の把握や情報交換に努め、統一的な法令の運用・解釈の提示、立入検査への同行による現場対応支援、市町村職員を対象にした研修会・勉強会の開催、研修生の受入れ等、各市町村の要望に応じた技術的支援を行います。



市町村職員を対象にした実務研修

<2014年度の取組指標>

市町村を対象にした技術的支援

- ・権限移譲市町村を集めての情報交換会を実施
- ・市町村からの希望があれば、研修生を受け入れ
- ・実務研修の実施（5回程度）
- ・市町村からの要望に応じた立入検査への同行（10回程度）

【環境管理室 06- 6210-9583】

■環境技術コーディネート事業

[645 千円]

(目的)

大阪発の優れた環境技術の普及を通じて環境保全を推進すること。

(内容)

先進的な環境技術・製品を技術評価し、高い評価を受けたものについては「おおさかエコテック」の称号を授与し、ホームページ・メールマガジンやセミナー・展示会等を通じその普及を支援するなど、大阪府内の中小・ベンチャー企業に対し環境分野の技術支援を行います。



おおさかエコテック ロゴマーク

このロゴマークは、高い評価を受けた環境技術・製品に使用が認められます。

<2014 年度の取組指標>

- ・おおさかエコテック技術評価 5件
- ・セミナー開催・展示会出展等 3回
- ・メールマガジンの発行 40件

【環境農林水産総務課 06-6210-9543】

(実施：地方独立行政法人

大阪府立環境農林水産総合研究所)

■関西広域連合における広域的な環境保全対策の推進（広域環境保全）

[14,081 千円]

(目的)

関西広域連合での温室効果ガス削減のための取組みや府県を越えた鳥獣保護管理の取組み等の広域的な環境保全の対策を推進すること。

(内容)

地球環境問題に対応し、持続可能な社会を実現する関西を目指すため、「再生可能エネルギーの拡大と低炭素社会づくりの推進」及び「自然共生型社会づくりの推進」の取組みを拡充するとともに、「循環型社会づくりの推進」、「環境人材育成等の推進」の取組みを新たに実施します。具体的には、温室効果ガスの排出削減に係る住民や事業者に対する啓発事業として、節電のはたらきかけや関西エコスタイルキャンペーンを実施するとともに、再生可能エネルギーの導入促進、関西スタイルのエコポイント事業や電気自動車の普及促進事業等、広域的な温室効果ガス削減対策の取組みを進めます。また、広域的に移動し被害が問題となっているカワウについて、「関西地域カワウ広域保護管理計画」に基づき、カワウ対策検証事業を実施するとともに、ニホンジカについても、被害状況の把握や広域的な対策の検討を行います。



関西広域連合ロゴマーク

<2014 年度の取組指標>

(温暖化対策)

- ・関西エコスタイルキャンペーン及び関西スタイルエコポイント事業等を実施する。
- ・電気自動車と観光地の風景等を撮影した写真コンテストの開催等により、電気自動車の普及促進を図る。

(生態系の保全)

- ・カワウ対策検証事業の効果検証を行い、地域毎の被害対策の推進につなげる（連合管内2地域で実施、うち府内は1地域）。
- ・ニホンジカによる被害の広域的な把握を行う。広域的な捕獲体制の検討を行う。

【環境農林水産総務課 06-6210-9542】

【みどり・都市環境室 06-6210-9549】

【環境管理室 06-6210-9586】

【動物愛護畜産課 06-6210-9619】

【新エネルギー産業課 06-6210-9484】

【地域主権課 06-6941-1705】

■環境マネジメントシステムの推進

[12 千円]

(目的)

府自らの事務・事業に伴う環境負荷を軽減すること。

(内容)

「大阪府環境管理基本方針」に基づき、ふちようエコ課計簿を活用して、PDCA サイクルをまわすなど、環境マネジメントシステムの運用に組織的に取り組みます。

<2014 年度 of 取組指標>

- ふちようエコ課計簿を活用した所属単位での取組みの促進
- 内部環境監査及び外部アドバイスによる取組みの点検、評価
- モットキット通信による職員への取組み周知



内部環境監査の様子

【みどり・都市環境室 06-6210-9549】

[]内の数字は平成 26 年 2 月議会提出の平成 26 (2014) 年度当初予算案の予算額

(参考) 部局別環境関連予算一覧

(単位：千円)

部局名	2014年度	2013年度	増減
政策企画部	27,354	342,902	▲ 315,548
総務部	21,920	21,744	176
財務部	2,772	2,695	77
府民文化部	150,344	364,425	▲ 214,081
健康医療部	43,199	48,683	▲ 5,484
商工労働部	5,801	209,006	▲ 203,205
環境農林水産部	3,298,009 <small>(うち補正予算繰越分 134,400)</small>	3,844,081 <small>(うち補正予算繰越分 112,500)</small>	▲ 546,072
都市整備部	49,517,314	43,349,143 <small>(うち補正予算繰越分 3,677,111)</small>	6,168,171
住宅まちづくり部	84,102	171,776	▲ 87,674
教育委員会	6,802	326,008	▲ 319,206
警察本部	5,430,718	5,953,072	▲ 522,354
計	58,588,335	54,633,535	3,954,800